

女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人つなん福社会 行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 1)：計画期間内に、
有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を毎年9日以上
取得する。

取組内容：各部署の所属長は全部下の実績を4ヶ月毎に調査し、
消化が不足ならば取得するよう促す。

●令和6年 7月迄・・・3日間の消化

11月迄・・・6日間の消化

3月迄・・・9日間の消化